

「二代目ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県のPRを目的とした「二代目ぐんまちゃん」(以下「ぐんまちゃん」という)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「ぐんまちゃん」とは、別紙に掲げるイラスト及びそれを展開したものである。

2 この要領において「学校等」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、在外教育施設をいう。

(利用申請)

第3条 「ぐんまちゃん」を利用しようとする者は、「二代目ぐんまちゃん」利用申請書(別記様式第1号)を知事に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 群馬県の機関及び群馬県の機関に事務局を置く団体が利用する場合
- (2) 日本国内外の学校等が教育の目的で利用する場合
- (3) 日本国内外の報道機関が、報道の目的で利用する場合
- (4) 日本国内外のテレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、群馬県のPRに資すると認められる場合
- (5) 群馬県の機関として「ぐんまちゃん」が出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合
- (6) 著作権法で認められている私的利用の範囲内で利用する場合
- (7) その他知事が適当と認める場合

2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 法人、団体等の場合は、申請者の概要がわかるもの
- (2) 利用する物件の見本(カラー画像、レイアウト、原稿等)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(資格要件)

第4条 前条に基づく利用申請をしようとする者は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)でないこと
- (2) 日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、知事が適当と認める場合はこの限りではない。

(利用許諾の制限)

第5条 知事は、第3条の利用申請があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許諾する。ただし、「ぐんまちゃん」のデザインの統一のため、申請された見本、デザインの修正を求めることができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 群馬県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 「ぐんまちゃん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、法人、団体を支援し、もしくは支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (6) 「ぐんまちゃん」を利用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認め

られる場合

- (7) 申請者が、暴力団員等であることが判明した場合
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
 - (9) その他承認することが不相当であると知事が認めた場合
- 2 知事は、前項各号の判断を、別に定める群馬県「ぐんまちゃん」管理委員会に諮ることができる。ただし、第7号の判断に疑義がある場合は、警察本部長に意見聴取するものとする。

（利用許諾）

- 第6条 知事は、第3条の利用申請があった場合には、利用申請書を受付けてから、2週間以内に利用許諾か否かを通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により、群馬県「ぐんまちゃん」管理委員会に諮る場合及び警察本部長に意見聴取する場合にはこの限りではない。
- 2 知事は、利用許諾をする場合は、「二代目ぐんまちゃん」利用申請書（別記様式第1号）により申請者へ通知するものとする。その際に、知事は「ぐんまちゃん」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 知事は、利用を許諾しない場合は、「二代目ぐんまちゃん」利用不許諾通知書（別記様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。

（利用料）

- 第7条 利用料は無料とする。

（利用上の遵守事項）

- 第8条 「ぐんまちゃん」を利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 「ぐんまちゃん」を利用する者は、その利用に際し、群馬県のイメージアップに繋がる利用を行うこと。
 - (2) 利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。
 - (3) 別紙1のとおり定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
 - (4) 原則として、「ぐんまちゃん」のデザインに近接して『群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」』、「ぐんまちゃん」または「Gunma-chan」を表記すること。
 - (5) 利用許諾を受けた物件には、原則として許諾番号を明示すること。
 - (6) 「ぐんまちゃん」を展開または応用利用したデザインであってもその著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、群馬県に帰属することを承知すること。
 - (7) 知事が行う売上調査その他の照会に応じること。
 - (8) 「ぐんまちゃん」の利用物件は、群馬県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、「ぐんまちゃん」の利用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講じること。

（許諾の更新申請）

- 第9条 利用者が利用許諾物件の利用期間満了後、引き続き利用する場合には、あらかじめ「二代目ぐんまちゃん」利用更新申請書（別記様式第2号）により利用更新申請を行い、許諾を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の利用更新申請があった場合は、第5条の規定に準じてその内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。
- 3 知事は、利用更新許諾をする場合は、「二代目ぐんまちゃん」利用更新申請書（別記様式第2号）により申請者へ通知するものとする。その際に、知事は「ぐんまちゃん」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。
- 4 知事は、利用更新を許諾しない場合は、「二代目ぐんまちゃん」利用更新不許諾通知書（別記様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

(利用期間)

第10条 第3条の利用申請及び前条の利用更新申請による利用期間については、最長で2年以内とする。

(許諾内容の変更等)

第11条 利用者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「二代目ぐんまちゃん」利用変更申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項の利用変更申請があった場合は、その内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。

3 知事は、変更許諾をする場合は、「二代目ぐんまちゃん」利用変更申請書(別記様式第3号)により申請者へ通知するものとする。その際に、知事は「ぐんまちゃん」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

4 知事は、利用変更を許諾しない場合は、「二代目ぐんまちゃん」利用変更不許諾通知書(別記様式第6号)により、申請者へ通知するものとする。

(許諾の取り消し等)

第12条 知事は、「ぐんまちゃん」の利用許諾物件が、この要領又は許諾内容に違反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下、「請求等」という。)を行うことができる。その場合、利用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 「ぐんまちゃん」の利用許諾を受けた者が、前項の請求等に従わないときは、知事は、その許諾を取り消すことができる。

3 前項の許諾の取り消しは、「二代目ぐんまちゃん」許諾取消通知書(別記様式第7号)により通知する。

4 本条第2項の規定により利用許諾が取り消されたときは、知事は、その損失の補償の責めを負わない。

(情報の公開)

第13条 知事は、「ぐんまちゃん」の適正な利用と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用の取消し状況について、情報を公開することができる。

(商品等の提出)

第14条 利用許諾を受けた者は、その利用に係る商品等の完成後速やかに完成品の写真(場合により実物)を知事に提出しなければならない。

(責任の制限)

第15条 利用者が、「ぐんまちゃん」の利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、「ぐんまちゃん」の利用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際に、現に「ぐんまちゃん及びゆうまちゃん」の利用に関する取扱要領の規定により利用許諾（県民生活課が利用許諾に基づいて行う認定を含む。）を受けて「ぐんまちゃん」を利用している者は、この要領の施行の日から2か月間は、この要領の利用許諾を受けずに「ぐんまちゃん」を利用することができる。なお、この間の利用許諾料は無料とする。

附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

別紙1

A カラー



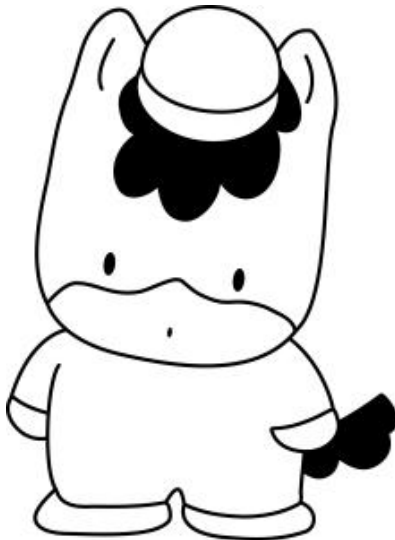
帽子本体	Y100%、C60%、BL10%
帽子ひさし	Y100%、C80%、BL20%
顔・胴	M40%、Y100%
たてがみ・しっぽ	C60%、M80%、Y80%、BL10%
口	M100%、Y100%
目、線	BL100%

B モノクロ(イメージ)



帽子本体	BL40%
帽子ひさし	BL60%
顔・胴	BL30%
たてがみ・しっぽ	BL80%
口、目、線	BL100%

C 単色で使用する場合



D 着ぐるみ



使用にあたっての注意（「ぐんまちゃんの利用の手引き」を必ずご確認ください。）

- ①拡大・縮小して使用してください。
- ②指定色を遵守してください。
- ③縦横の比率を変えないでください。
- ④『群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」』、「ぐんまちゃん」または「Gunma-chan」を表記し、その近辺に許諾番号も表記してください。
- ⑤デザインは群馬県のホームページにあるものをダウンロードしてご使用ください。
- ⑥デザインをアレンジする場合は、「ぐんまちゃん利用の手引き」を確認した上で、群馬県知事戦略部メディアプロモーション課へご相談ください。

群馬県知事 様

(〳)

申請者 住所又は所在地

法人名等及び役職

ふりがな

氏 名

印

(個人申請の場合、自署であれば押印を省略できます)

「二代目ぐんまちゃん」利用申請書

「二代目ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領を遵守することを了承の上、下記のとおり、「ぐんまちゃん」を利用したいので許諾してください。

記

1 利用対象物件名

2 利用方法及び利用物件による群馬県のイメージアップ効果

3 利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

※ 最長で2年以内とする。

4 小売単価（売渡単価）及び小売数量（売渡数量）

5 添付書類

- (1) 企業、団体等概要書（個人申請の場合は不要）
- (2) 利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- (3) その他参考になるもの

6 次の内容を確認の上、□にレを記入して誓約をお願いします。

□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。

※ 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。疑義が生じた場合は、事実確認に必要な情報を申請者より提出いただきます。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。なお、この様式に記載された個人情報及び事実確認で収集した情報は、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

7 担当者連絡先

職・氏名：

電話番号：

F A X：

E-MAIL：

上記申請者から申請された内容に限り、当申請書に添付された物件見本によるデザイン利用を許諾します。

許諾番号 許諾第 一 号

年 月 日

群馬県知事

印

年 月 日

群馬県知事 様

(印)
申請者 住所又は所在地
法人名等及び役職 (団体の場合)

ふりがな
氏 名

印

(自署の場合押印を省略できます)

「二代目ぐんまちゃん」利用更新申請書

「二代目ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領を遵守することを了承の上、下記のとおり、「ぐんまちゃん」を利用更新したいので許諾してください。

記

1 利用対象物件名及び許諾番号

2 利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ※ 最長で2年以内とする。

3 添付書類

- (1) 企業、団体等概要書 (個人申請の場合は不要)
- (2) 利用する物件の見本 (カラー画像、レイアウト、原稿等)
- (3) 利用期間中に、事故や苦情があった場合は、その内容や対応状況に係る説明資料
- (4) その他参考になるもの

※ (1) については、前回提出時から変更がない場合は、省略可能。

4 次の内容を確認の上、□にレを記入してください。

当該利用物件について、現在の利用期間内で、事故や苦情等はありませんでした。

※ レを記入できない場合は、添付書類の(3)を添付すること。

5 担当者連絡先

職・氏名：

電話番号：

F A X：

E-MAIL：

上記申請者から申請された内容に限り、当申請書に添付された物件の更新を許諾します。

年 月 日

群馬県知事

印

年 月 日

群馬県知事様

(〒)

申請者 住所又は所在地
法人名等及び役職 (団体の場合)

ふりがな
氏名

印

(自署の場合押印を省略できます)

「二代目ぐんまちゃん」利用変更申請書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾を受けた内容に
ついて、下記のとおり変更したいので申請します。
記

利用対象物件名	
---------	--

項目	変更前	変更後
利用の趣旨・ 目的及び 利用方法		
利用期間		
その他		

担当者連絡先 職・氏名： 電話番号： E-MAIL：	FAX：
-------------------------------------	------

上記申請者から申請された変更内容及び当申請書に添付された物件見本によるデザイン利用に限り、利用変更を許諾します。

許諾番号 許諾第 ー 号

年 月 日

群馬県知事

印

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 印

「二代目ぐんまちゃん」利用不許諾通知書

年 月 日付けで申請のあった「ぐんまちゃん」の利用については、下記の理由により許諾できません。

記

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「二代目ぐんまちゃん」利用更新不許諾通知書

年 月 日付けで申請のあった「ぐんまちゃん」の利用更新については、下記の理由により許諾できません。

記

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「二代目ぐんまちゃん」利用変更不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった「ぐんまちゃん」の利用変更については、下記の理由により承諾できません。

記

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「二代目ぐんまちゃん」許諾取消通知書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾した「二代目ぐんまちゃん」の利用許諾について、下記のとおり取消します。

記

1 利用対象物件

2 取消の理由